

日本におけるホッブズ哲学の導入(上)

——ホッブズ哲学と近代日本(一)——

高 橋 眞 司

〈目次〉

ホッブズ哲学と近代日本

緒言 『主権論』刊行一〇〇年

日本におけるホッブズ哲学の導入

一 端書

二 高野長英「西洋学師ノ説」

三 西周「開題門」、「百學連環」ほか

四 中村正直「西學一斑」

五 井上哲次郎『倫理新説』〔以上本号〕

六 西村茂樹「西國道德學の主義」〔以下五月号〕

七 菅了法『倫理要論』

八 『須多因氏講義筆記』

九 小括

ホッブズ哲学と近代日本

緒言 『主権論』刊行一〇〇年

日本の近代化に対する関心は、国の内外で、ますます高まりつつある。そうして、日本の近代化をみる眼は、国のうちにあるものとしては、そこからのそれとは自ずから別箇の、独自のものであるべきことは言うまでもない。

ところで、一九八三年は、マルクスの歿後一〇〇年として内外で記念されたが、日本近代思想史の上では、明治十六年七月、文部省より刊行された英國學士 赫波士著『主権論』

(文部省編輯局蔵版、一八八三年)の刊行一〇〇年に当たつた。これを好機會に⁽¹⁾、わたくしは、日本の近代化をホップズ哲学の受容という観点から眺望してみたいと思う。

従来から、「受容」ということは頻繁に、しかし、その含意するところは必ずしも明らかにされないままに使われてきた。そこで、本題に入るに先立って、受容に關する諸観念を明晰しておく必要があるであらう。また、一世紀をこえる「ホップズ哲学と近代日本」のかかわりを概観して、時代区分についても一言しておく必要があらう。

わたくしは、「受容」という概念について宏義と狭義の二つの用法を区別する。

生産様式・生活様式・思考様式等々について一つのまとまり(単位)をなすと考えられる一文化が、他の文化と邂逅・接触して何ものかを受け容れるとき、この過程を総称して宏義の受容と呼ぶことにする。それには、一文化がそれより優勢な他の文化に伍して、やめてゆくために、後者の諸様式・諸要素の受け容れを余儀なくされるとき、こうした、いわば外圧による受容を狭義の受容と呼ぶ。この区別に従えば、近代日本における西洋

文明の受容は、明らかに狭義の受容といわねばならない。⁽²⁾さらに、宏義・狭義を問わず、文化受容の主體的營爲に着目するとき、私はそれを撮取と呼ぼうと思う。そして、文化接触の最初期における受容を導入、または移入⁽³⁾と呼んでいいかと思う。

従来の受容史研究においては、「受容の軌跡をあとづけてみる」⁽⁴⁾ことはあつても、受容という概念についての明確な定義づけはなされてこなかつたことを思えば、簡單ではあるが、以上のごとき受容概念の規定をもつて発表することにした。

つぎに、「ホップズ哲学と近代日本」の時代区分について、私はつぎのような区分を立てる。

第一期 自由民権運動期とその前後

第二期 大正デモクラシー期とその後

第三期 戦後民主主義の時代

第四期 一九七〇年代以降

本稿(ならびに続稿)の叙述は、右の時代区分を踏まえつつも、必ずしも、正確にそれと対応するものでない。というのも、わたくしは、これまでの私自身のホップズ哲学の受容史および研究史を前提として、その補遺と総

括とを行うつもりだからである。⁽⁵⁾したがって、これまで言及されなかった文献等をむしろ重点的に論述し、あわせてホップズ哲学とのかかわりにおいて日本近代化の過程を批判的に検討する一視点をも提供することができればさいわいである。

(1) 筆者は日本イギリス哲学会第七回研究大会(一九八三年三月三〇日、京都大学楽友会館)において、『主権論』刊行一〇〇年を記念して「ホップズ哲学と近代日本」と題して報告した。本稿は当日の報告と報告資料をもとに書きおろしたものである。

(2) 伊藤博文は、大隈重信撰『開國五十年史』に寄稿してつぎのように述べた。

〔明治〕元年誓勅発布の当時より今日に至る迄、我天皇の守持し給へる終始一貫の御政策は、第一 國民を教育して立憲國の必要に應ぜしむること、第二 國民をして近代文明の精華を収めて其用に供せしむること、第三 斯くして國家の富強、人文の進歩を図り、世界最強の文明國と伍して同等の位置を得しむること、にありしを知らべきなり。

〔開國五十年史〕上巻、一九〇七年、一二五〜一二六ページ

すなわち、「世界最強の文明國と伍して同等の位置を得しむる」ために、國民教育と近代文明∥西洋文明の精華の

収用が考えられていたのである。

(3) 「移入」ということばを用いた研究書に、柳田泉『西洋文学の移入』(春秋社、一九七四年)がある。これは明治三〇年までの「西洋文学の移入」を年代順にたどったものである。

(4) 高柳俊一編『受容の軌跡——西欧思潮と近代日本』南窓社、一九七九年、三ページ。

(5) 筆者にとって、本稿は『日本の近代化とホップズ哲学』と題する左の構想の「終章」にあたる。

序章「ホップズ哲学における近代人および近代國家の像」(『長崎造船大學研究報告』第一五卷一号、一九七四年)

第一部 日本におけるホップズ哲学導入史(經濟學史學會)

第四〇回全國大會報告、一九七六年十一月六日)

第一章「明治初期日本におけるホップズ哲学」(『社会思想學會編集『社会思想史研究』第四号、北樹出版、一九八〇年)

第二章「拂波士著『主権論』をめぐって」(『長崎総合科大學紀要』第一九卷、一九七八年)

第二部 九鬼隆一の研究

第一章「九鬼隆一」(『福澤論吉協会発行『福澤論吉年鑑』8、9、10、一九八一、八二、八三年)

第二章「九鬼隆一における人間の研究」(『福澤論吉協会第三二回土曜セミナー講演、一九八三年十一月一九

日)

付 論「杉山波津子」(『福澤論吉年鑑』11、一九八四年)

第三部 日本におけるホッブズ哲学研究史

第一章「近代日本におけるホッブズ哲学受容の歴史」

(『長崎造船大学研究報告』第一六卷二号、一九七五年)

第二章「近代日本におけるホッブズ哲学研究史」(田中

浩編『トマス・ホッブズ研究』御茶の水書房、一九八

四年。太田可夫著・水田洋編『イギリス社会哲学の成

立と展開』社会思想社、改訂版一九八四年、に再録)

終 章「ホッブズ哲学と近代日本」

日本におけるホッブズ哲学の導入

一 端書

一七世紀イギリスの内乱と革命の哲学者トマス・ホッブズの思想が日本にはじめて導入されたのは、いつ、いかなる形式においてであったか。また、ホッブズはいかなるイメージにおいて導入されたか。幕末・明治の資料を博搜しては言えぬまでも、手元のいくつかの資料にあたって、改めて考察してみたい。

明和八年三月四日前野良澤杉田玄白中川淳庵諸子此地ニテ刑死ノ解臈セラルルヲ観テ発明スル所アリ直チニ和蘭解剖図譜ノ翻訳ニ着手シ四年ノ星霜ヲ閲シテ遂ニ解體新書五巻ヲ完成ス実ニコレ我国西洋医学ノ濫觴ナリ

右は、「奨進医会」が一九二二年、観臈一五〇年を記念して、東京南千住、小塚原回向院境内に建てた「観臈記念碑」の碑文である。⁽¹⁾「千住骨ヶ原」における「観臈」と『解體新書』五巻の翻訳の事業とは、ただに「我国西洋医学ノ濫觴」にとどまらず、「これが西洋の学術書の本格的な翻訳のはじめで、これから蘭学がさかんになり、日本の近代文化がめばえるきつかけとなつた」⁽²⁾(緒方富雄)と言つて過言でない。

和暦の「明和八年」すなわち一七七一一年の歴史的「観臈」から後述する西周「開題門」(一八七〇年)にいたる一世紀の間に、蘭学者をしてひろく洋学者たちはホッブズの著作を繙いたことがあつたであろうか。幕末の洋学は、その主要なない手が次第に「医者から下級武士に」移行していったと指摘されている。⁽³⁾右の傾向に則していえば、ホッブズ哲学の最初の導入者たちは、「医者」

というよりむしろ「下級武士」出身の洋学者たちであったと推定しなければならぬが、蘭方医たちがホップズの哲学にふれたことがあったかどうか。ここでは、その一例として高野長英をとり上げることにする。

(1) 杉田玄白著・緒方富雄校訂『蘭学事始』岩波クラシックス、一九八三年、一八三ページに収録。

(2) 「蘭学を生んだ解体の記念に」碑文(一九五九年建立)、『蘭学事始』解説、一八四〜一八五ページ。

(3) 遠山茂樹『明治維新』岩波書店、改版一九七二年、二九五ページ。中山茂編『幕末の洋学』ミネルヴァ書房、一九八四年、参照。なお、洋学については、その重要事項を「ほぼ網羅」した日蘭学会編『洋学史事典』(雄松堂、一九八四年)が出た。

二 高野長英「西洋学者ノ説」

江戸後期の蘭学者高野長英⁽¹⁾が渡辺華山、小関三英らと「尚歯会」をおこして西洋事情を研究していた時代の著述に「西洋学者ノ説」⁽²⁾(仮題、『聞見漫録 第一』所収、天保乙未季秋念八、一八三五年)というのがある。この草稿は、長英じしんのことばで記すならば、「西洋開闢以来」の「学師ノ興廃得失ヲ論ズルノ梗概」である。短

編ではあるが、いきいきとした西洋の學術興隆史で、「四行ノ論」のごとき形而上学から「ニコラウス コーベルニキユス」、「ガリラウス デ ガリレオ」による「実測真理」、「実学ノ真理」に到達する人類の知的進歩の歴史を簡潔に叙述する。この小論には、「イギリス国ニテハ、カンセリイル、フランスニテハベルラムノ隠君バツコ」⁽³⁾、「ロツケ」、「ネウトン」という一七世紀イギリスの哲学者への言及はあるが、ホップズへの言及はない。それはこの簡潔な学説史が、古代・中世・近代の学説の興亡を「窮理学」すなわち物理学を主軸として価値判断を下しながら叙述したものである。

(1) 本節で取扱われる高野長英、西周、井上哲次郎、西村茂樹らの生涯と思想についての簡便な参考書に、朝日ジャーナル編、新版『日本の思想家』三冊、朝日新聞社、一九七五年、がある。

(2) 佐藤昌介校注『華山・長英論集』岩波文庫、一九七八年、一九〇〜一九八ページ。

(3) Francis Bacon, Lord Chancellor, Baron Verulam and Viscount St. Albans. がこのように記述されているところに、この時期における西洋学説史記述の幼稚性があると思われる。

三 西周「開題門」、「百學連環」ほか

ホッブズに言及したもつとも早い時期の文献は、今日までにわたくしの見出しえた限りでは、西周の「開題門」(「明治三年(一八七〇)起稿」)である。⁽¹⁾

「開題門」冒頭で、西は「東土謂之儒、西洲謂之斐盧蘇比、皆明天道而立人極、其美一也」と述べ、東洋の儒学と西洋の哲学はいずれも天道を明らかにして人極を立てるものであるから実質的には同一のものであると主張する。そうして、「若夫西洲、世不乏其人」として、「拖列氏」、「唄太件羅士」から「韓凶」、「俾牙爾」までの哲学者を列挙する。われわれの哲学者は「西洲」の哲学者のこの系譜のうちに、「馬孔」、「轍軻社」とならんで「慕駟突」と表記されて登場する。西周「開題門」は、文字通り、題目を提示したものにすぎず、ホッブズ哲学の内容への言及はない。

しかしながら、「開題門」が起稿された同じ年に小私塾「育英舎」(明3・11創立)において講ぜられた、百科全書的な「百學連環」では、「西洲哲学」の発達史を述べた箇所(第二編中)に、つぎの記述が見出される。

英学にては Hobbes 十 1588 なる人あり。英国第一の哲学者なり。其著す所の書 Human Nature (人生説) あり。其説に人性は悪なるものにて、天地の道は総て悪にあらざるはなく、みな戦ひの形ちをなせり。故に人性も都て悪にして互に相敵するものなり。それ故に政府たるものはなかるへからざるものなりといへり。また西洲の政府の如きよりも、東洲、亜細亜の如き君臣の別ある政府を以て好しと言へり。

(大久保利謙編『西周全集』第四卷、宗高書房、一九八一年、一七八ページ。ただし、書癖による仮名づかいの乱れは統一した。)

右引用のさいごの一句「また西洲の政府の如きよりも、東洲、亜細亜の如き君臣の別ある政府を以て好しと言へり」とは、ホッブズに仮借した西周の所感であるが、ここに『法の原理』Elements of Law Natural and Politic. として知られるホッブズの著作の第一部『人性論』Human Nature. への論及があり、ホッブズの思想はいわゆる性悪説として把握され、「人性」は「都て悪」であるから、人々は「互に相敵するもの」である、したがってここに「政府たるものはなかるへからざるものなり」と

いう論旨が、一筆書きで浮彫りにされている。

西周の、生前は未刊におわった「生性發蘊」(癸酉(一八七三)一月一日ヨリ創業、六月三日ニ至リ校合了ル)においても、ホップズ哲学への言及が見出される。

「生性發蘊」は全二篇より成る。第一篇は「源ニ沂リ宗ヲ開ク」と題して、「欧羅巴ノ哲学ノ、流伝ノ梗概」を述べたものである。当然のことながら、ホップズへの言及は、この文脈においてなされる。西周は、「古ヘノ希臘國ノ諸賢哲」から「彼レノ紀元千五百年代」における「新哲学」の勃興を経て、「法ノ塙胡斯、坤度カ実理学」の成立までを概説したさい、つぎの一節を書きとどめた。

サルヲ、英ニテハ、蒲伯斯、祿可、虎護ノ三大家ノ説、大率人智ヲ以テ、五官ノ感覺ヨリ生スル者トシ、中ニモ祿可ノ説ニ、人ノ性ハ猶白紙ノ如シ、後來生スル觀念ハ、猶白紙上ニ書スル万種ノ文字ノ如シト、云

々
〔西周全集〕第一巻、宗高書房、一九六〇年、三二ページ。傍線・左傍ルビ原文のまま。以下同様)

西周は「蒲伯斯」をもって、「人智ヲ以テ、五官ノ感

覚ヨリ生スル者」とするイギリス經驗論哲学「三大家」の筆頭に、「祿可」、「虎護」の先行者として位置づけているのである。

「生性發蘊」第二篇は「坤度氏ノ生體學」と題するが、実質的には「列徹斯」著「坤度氏物理哲學ト題セル書」すなわち、George Henry Lewes, *Biographical History of Philosophy*. 1845. の「聊カ刪略ヲ加」えた訳述である。そのまえがきにあたる部分で、西周は、「法家哲学ト云フ、一種ノ学」の祖として「姑魯秋斯」に触れ、「法家哲学」に註記してつぎのように誌す。

姑魯秋斯ノ後、性法ヲ論スル者許多アリ、蒲伯斯、萊武尼多、俄拉布等ノ如キ是ナリ
〔西周全集〕第一巻、六六ページ)

この文脈では、われわれの哲学者「蒲伯斯」は「性法ヲ論」じた「法家哲学」者のひとりとして扱われているのである。

〔明治初年の怒濤時代に、哲学研究の燈火を掲げてゐた〕西周は、かれの「開題門」、「百學連環」、「生性發蘊」において、ホップズ哲学に論及したが、それはホップズの著作を直接に繙いた上での論及ではなくて、「生

性發蘊」のばあいに明記されていたごとく、西洋一九世紀の思想史を種本としての論及であった。そうして、西周がホップズに論及した文脈は、一、西洋哲学史、二、認識論、とくにイギリス経験論、三、自然法思想、という三つのコンテクストにおいてであった。

(1) 大久保利謙編『西周全集』第一巻、宗高書房、一九六〇年、一九二〇ページ。

(2) 西周「生性發蘊」がはじめて公刊されたのは、麻生義輝編『西周哲学著作集』(岩波書店、一九三三年)においてであった。今日では、大久保利謙編『西周全集』第一巻に収録され、容易に参看できる。

(3) 『西周全集』第一巻、六七ページ。

(4) 麻生義輝『近世日本哲学史』近藤書店、一九四二年、覆刻、宗高書房、一九七四年、二二七ページ。

四 中村正直「西學一斑」

敬宇中村正直は、「明治の聖書」とよばれた、S・S・マイルズの *Self Help*, 1859. の翻訳『西國立志編』(一八七一年)、およびイギリス自由主義の古典、J・S・ミルの *On Liberty*, 1859. の翻訳『自由之理』(一八七二年)の訳者として名高い。かれは、明治六年(一八七

三)夏、帰朝した森有禮が「彼国(米國)の学者の如く、互に学社を結び、集會講究せんことを望」んで「都下の名家」を糾合して設立した「明六社」に「西村茂樹の推薦」で参加した。

中村正直が『明六雜誌』に寄稿した五編の論稿のうち、「西學一斑」は「敬宇の洋学の学識をみるべき大作」とされている。だが、これは中村正直の書きおろしの著述ではなく、むしろ西洋思想史の簡単な翻訳である。しかし、あえて翻訳とするにはあまりにも自由な意識であった、そのためにあえて翻訳とは銘打っていないのである。その点で、「西學一斑」は、さきにふれた高野長英「西洋学師ノ説」の自由な訳述の伝統にたつらなるものである。

中村正直「西學一斑」の最終回(『明六雜誌』第三九号、一八七五年)は、われわれの哲学者「霍畢士」について、つぎのように書き記す。

霍氏曰ク人ハ誰ニ限ラス本性ハ同等貴賤ノ別ナリ而シテ統治ノ君アラサル以前ハ民人ヒトシク皆天下ノ貨物ヲ分取リ享用スルノ權アリ且ツ人ハ誰ニ限ラズ独立シテ自ラ私クシスルノ性アルモノナリソノ人ト

交ハリ夥伴ヲ結ブハ便利ノ為ニスルヲニテ已^ヤヲ得サルニ出ルナリ蓋シ人皆同等ニシテ各独立ノ心アルモノナレハ勢必ズ争鬪常ニ起リテ已ム時ナカルベシソノ恃ンテ安全ヲ圖ルトコロモノハ一己ノ智一己ノ力ニ過ザルノミアニ危カラズヤ

霍氏^ソサイテイ衆人結社ノ濫觴ヲ説ントシテ……霍氏曰人ノ自然ニ任スルトキハ勢必ズ争鬪ニ至ルヲナレバ一法ヲ設テ和平保全ヲ謀ラザルベカラズシカセント欲センニハ各人固有ノ權ヲ譲リ去リテ衆人モロトモニ安全保護ノ利ヲ受ルヲ以テ足レリトスベキナリ」シカル故ニ一人ヲ立テ主トシコレニ与フルニ人々自然ニ得ベキノ權ヲ以テシテ始テ邦国ノ称アリ即チ国中ノ人衆タゞ一人ト成リテコノ一人ニヨリテ衆人ノ志ヲ一ニシ衆人ノ力ヲ合セテ衆人保護ノ事ヲ行フヲナリ」

シカル上ハ邦国統治ノ權ハ後ニ追シテ始メ托付シタル君主ヨリ取反ヘスヲ能ハサルベシ」タトヒ政事宜シカラズトモソノ君主ヲ罰スルヲ能ハザルベシ」

〔明六雜誌〕第三九号、八〇九丁。大久保利謙編『明治啓蒙思想集』二九九ページ。『明治文化全集』第五卷「雜誌篇」二四六ページ。引用は覆刻版、立体社、

一九七六年、による。)

人間本性の「同等」「独立」から「争鬪」が必然的に生起すること、そうして、その「争鬪」を脱却して「和平保全」を確保するためには「一法ヲ設」けるのでなければならぬ、その「一法」とは「一人」を立てて「主」すなわち主権者となし、かれに「各人固有ノ權」ないし「人々自然ニ得ベキノ權」(自然權)を「譲リ去リ」、ここにはじめて「国中ノ人衆タゞ一人ト成リテコノ一人ニヨリテ衆人ノ志ヲ一ニシ衆人ノ力ヲ合セテ衆人保護ノ事ヲ行フ」が可能になる。すなわち「邦国」の成立である。そうして、いったん「托付」した「邦国統治ノ權」は取戻すことはできず、たとい政治がよくなくても君主を罰することはできない。「其説ノ大要ハ邦国ノ權ヲ君主ニ帰セシメント欲ス」以外の何ものでもない。「西學一斑」において、中村正直は、ホップズズの間論から国家論への論理の運びを、右のように素描しているが、それを巧みなレトリックを用いて述べたのがつぎの一文である。

霍氏^マタ君主独リ權柄ヲ主ドルベキヲ論ジテ思ヘラク人ハ猛獸ノ馴ルベカラザルカ如シ国政ハ鍊索ノ如シ

即チソノ残害ヲ防ク所以ノ具ナリ (同、九丁)

人間は馴^{ドレステイキ}化できない「猛獣」なのだ、だから「国政」というのは、猛獣が互に「残害」し合うのを防ぐ「連鎖」なのだ、「邦国統治ノ権」は「君主独り」つかさどるべきものであって、「国中ノ人衆」國民はこれを「取反ヘス」ができない。このような「霍畢士」の説は「偏頗」と評される。にもかかわらず、「霍氏ノ論」が「一時英国ヲ傾動」せしめた理由を訳述者はつぎのように記す。

霍氏ノ論偏頗ナリトイヘモ時英主査爾斯第二世竊ニ法国ニ走り人民ミナ君主ノ権ヲ厭ヒ叛乱ノ心ヲ懐キ邦内安カラサリシ故ニ霍氏ノ説ヲ信スルモノ亦多ク出来テ其名大ニ世ニ顯ハレ居然トシテ理学ノ名家ニ列セラレタリ (同、九丁)

右に一瞥した中村正直「西學一斑」におけるホップズ哲学の取扱いは、人性論から自然状態における「争闘」の生起、自然権の譲渡ないし「托付」による主権者の設立と「邦国」の成立を略述し、終には「霍氏ノ論」の思想上の位置にまで言い及ぶ。もとより、中村正直が明治八年(一八七五)の時点で、この生彩あるホップズ認

識に自力で到達していたのではなくて、「西學一斑」はすでに述べたとおり、一九世紀中葉に著わされたと推定される西洋思想史の自由な訳述なのであった。

- (1) 柳田泉『西洋文学の移入』四二ページ。
- (2) 中村正直によるこれらの翻訳については、松沢弘陽『西国立志編』と『自由之理』の世界——幕末儒学・ピクトリア朝急進主義・「文明開化」——(日本政治学会編『日本における西欧政治思想』岩波書店、一九七六年所収)が委曲をつくしている。
- (3) 西村茂樹「往事録」、『西村茂樹全集』第三卷、思文閣、一九七六年、六二一ページ。
- (4) 右に同じ。
- (5) 大久保利謙編『明治啓蒙思想集』(明治文学全集3)筑摩書房、一九六七年、「解題」四四九ページ。
- (6) 右に同じ。
- (7) 「西學一斑」が翻訳であったことは、文中に「無所争子曰ク」とか「訳者曰ク」として、たとえば「リベルテイ」について、評註・解説を加えているところに如実にあられてゐる。因みに、中村正直は「無所争齋」とも号した。
- (8) 「西學一斑」の原著が一九世紀なかばの著述と推定できる根拠は、つぎの一文である。「第十八回百年ノ間人道学政事学ノ名家相繼テコノ説〔霍氏ノ説〕ヲ駁シタリシガ

今時ニ於テモ新板ノ書治道ヲ論ズルモノ大抵霍氏ノ学派ヲ譏レリ云々。『明六雜誌』第三九号、八丁。

五 井上哲次郎『倫理新説』

異軒井上哲次郎の『倫理新説』(一八八三年)は、も「倫理ノ大本」と題する、東京大学における「演述」であった。小著ながら、「今猶少壯」と称する著者の「心竊カニ哲学士タラント欲ス」る氣概のこもった意欲的な著作である。

井上哲次郎は、「凡百ノ俗事ヲ離レ、公平ノ眼ヲ以テ、再ビ古来ノ倫理教ヲ討尋」した『倫理新説』の緒言において、「何ヲカ道德ノ基址トナスベキヤ」を問う。

或ハ神意ヲ取ル者アリ、基督教徒ノ如キ、是レナリ。或ハ君意ヲ取ル者アリ、ホプス氏ノ如キ是レナリ。或ハ理性ヲ取ル者アリ、ゴドウアルス、クラーク、ブライス諸氏ノ如キ、是レナリ。或ハ道念ヲ取ル者アリ、シヤフツボリー、ホッチソン諸氏ノ如キ、是レナリ。或ハ自利ヲ取ル者アリ、マンデウキル氏ノ如キ、是レナリ。或ハ功利ヲ取ル者アリ、ベイン、ミル諸氏ノ如キ、是レナリ。而ルニ比篇ハ化醇主義ニ本ヅキ、化醇

ノ紀律ニ遵ヒ、完全ノ域ニ達スルヲ以テ道德ノ基址トス。

『明治文化全集』第二三卷「思想篇」、四一四ページ) ここには、ドイツ留学以前の井上哲次郎がいかなる倫理的立場に立っているかもまた自ずから表現されている。井上の立つ「化醇主義」とは、「ダーウキン、スベンセルノ諸氏ハ、化醇論ニ本ヅイテ一種ノ功利教ヲ唱フ」とあるによって、社会進化論を指していることは間違いない。

ホップズについて、井上哲次郎は、「倫理ノ大本ヲ講究」した本文において、「ホプス氏大ニ自我教ヲ唱ヘ、万事皆自我心ヨリ起ルトシ」云々と記す。すなわち、ホップズは「自我教」、「イゴイズム」を唱えたものとしてゐる。他方、「緒言」においては、さきに見たとおり、井上はホップズをもって「道德ノ基址」として「君意ヲ取ル者」の代表とした。しかるに、この間の論理については一片の論評もない。それは著者井上哲次郎が自ら謙遜していうごとく「頑鈍椎魯、固ヨリ昭代(ノ)棄材」だからというより、むしろ本書が「方今ノ化醇論」社会進化論に拠りつつ、古今東西の「倫理教」を系統化し、「倫理ノ大本」を「討尋」した野心的な試論だったから

であると言つてよいであらう。

(1) ここで、「道徳ノ基址トハ、善悪ノ標準ヲ謂フ」。『明治文化全集』第二三卷「思想篇」四一七ページ。

(2) 同書、四一八ページ。

(3) 同書、四一六ページ、「倫理教派之図」参照。

(長崎総合科学大学助教授)